

評価基準表 新旧対照表

新					旧								
(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）					(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）								
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法		審査の基準及び内容	配点
			書面審査	現地審査						書面審査	現地審査		
			ヒアリング	目視						ヒアリング	目視		
3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要 法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分） 証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出	必須	3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要 法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 労働保険料の納税証明書（直前3年分）	必須
7	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	○		産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 最新の届出書の写し及び車両一覧表 直近の変更届（又は申請時）の写し及び車両一覧表	必須	7	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	○		産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 最新の届出書の写し（車両一覧添付） 直近の変更届（または申請時）の写し	必須
8	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○		自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の収集運搬車両（一般廃棄物収集運搬車両を含むディーゼル車両）を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*、又は の資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両（ディーゼル車両）については区市町村への届出書の写し（届出書の表紙及び車両一覧表を添付） 自己評価表番号7及び のいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両（ディーゼル車両）については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し（車両一覧表を添付） 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面	必須	8	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○		前項（7）で提出している産廃車両以外で、都内を走行するディーゼル車両（産廃車両で、都内で積み積み下ろしを行わず、都内を通過するだけの車両及び一般収集運搬車両）を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*、すべての資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両（ディーゼル車両）については区市町村への届出書の写し（車両一覧添付） 前項（7）及び のいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両（ディーゼル車両）については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し（車両一覧添付）	必須

新旧対照表 収集運搬業（積替え保管を除く）

新					旧								
(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）					(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）								
18	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの</p> <p>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</p>	3	18	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、いずれかの資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面 更新年月日が記載されているもの</p> <p>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</p>	3
19	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p> <p>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</p>	3	19	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間における労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 過去1年分（直前1年間分）の労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（訓練報告書、実施状況写真等）</p> <p>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</p>	3
21	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの） 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2	21	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等） 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2
23	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○	○	<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2	23	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○	○	<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、講習会修了証の講習課程ごとの有効期間に空白がないこと。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2
25	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。（社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など）	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。（社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等）</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係わる研修計画（年間計画）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p>	3	25	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。（社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など）	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。（社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等）</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間の研修計画（年間計画）を示す書面 直前1年間の実施状況を示す書面</p>	3
30	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	<p>日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。</p> <p>【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式</p>	2	30	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	<p>日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。</p> <p>【現地審査資料】 作業日報等の書面</p>	2

新旧対照表 収集運搬業（積替え保管を除く）

新						旧							
(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）						(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）							
33	ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○		<p>都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）</p>	2	33	ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○		<p>都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者名簿等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）</p>	2
38	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		<p>環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。</p> <p>【書面審査資料】*、 、 いずれかの資料 総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し 東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し 提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し 提出書面は直近年度に提出したもの</p>	3	38	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		<p>環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。</p> <p>【書面審査資料】*、 いずれかの資料 総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し 東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し</p>	3
39	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○		<p>事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。</p> <p>【書面審査資料】 前回の認定取得・更新以降から現在までの期間において、継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） 購入年月日が記載されているものを添付</p>	2	39	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○		<p>事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。</p> <p>【書面審査資料】 継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） 購入年月日が記載されているものを添付</p>	2
45	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○		<p>ICタグ、GPS・ドライブレコーダー（GPS機能付）等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供できる。</p> <p>【現地審査資料】 追跡システムの使用状況が確認できる書面等</p>	3	45	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○		<p>ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。</p> <p>【現地審査資料】 追跡システムの使用状況が確認できる書面等</p>	3

評価基準表新旧対照表

新						旧							
(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）						(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）							
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			配点	番号	小項目	内容	審査の方法			配点
			書面 審査	現地審査						書面 審査	現地審査		
				ヒアリング	書類確認	目視					ヒアリング	書類確認	目視
3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○			必須	3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○			必須
		<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分）</p> <p>証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出</p>						<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 労働保険料の納税証明書（直前3年分）</p>					
8	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	○			必須	8	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	○			必須
									<p>産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。</p> <p>【書面審査資料】* 、 いくつかの資料 最新の届出書の写し及び車両一覧表 直近の変更届（又は申請時）の写し 及び車両一覧表</p>				
9	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○			必須	9	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○			必須
									<p>自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の収集運搬車両（一般廃棄物収集運搬車両を含むディーゼル車両）を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。</p> <p>【書面審査資料】* 、 又は の資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両（ディーゼル車両）については区市町村への届出書の写し（届出書の表紙及び車両一覧表を添付） 自己評価表番号8及び のいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両（ディーゼル車両）については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し（車両一覧表を添付） 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面</p>				
									<p>前項（8）で提出している産廃車両以外で、都内を走行するディーゼル車両（産廃車両で、都内で積み積み下ろしを行わず、都内を通過するだけの車両及び一般収集運搬車両）を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。</p> <p>【書面審査資料】* 、 すべての資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両（ディーゼル車両）については区市町村への届出書の写し（車両一覧表添付） 前項（8）及び のいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両（ディーゼル車両）については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し（車両一覧表添付）</p>				

新旧対照表 収集運搬業（積替え保管を含む）

新						旧							
(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）						(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）							
12	施設における飛散・流出防止	保管施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	○	○	<p>保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	12	施設における飛散・流出防止	保管施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	○	○	<p>保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等</p>	必須
13	保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	○	○	<p>産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	13	保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	○	○	<p>産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等</p>	必須
14	汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。			<p>汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。</p> <p>【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	14	汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。			<p>汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。</p> <p>【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等</p>	必須
22	地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。			<p>地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。</p> <p>【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書、説明経過書等の写し）</p>	3	22	地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。			<p>地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。</p> <p>【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書等の写し）</p>	3
26	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの</p> <p><u>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</u></p>	2	26	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、いずれかの資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面 更新年月日が記載されているもの</p> <p><u>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</u></p>	2
27	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p> <p><u>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</u></p>	3	27	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間における労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 過去1年分（直前1年間分）の労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（訓練報告書、実施状況写真等）</p> <p><u>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</u></p>	3

新旧対照表 収集運搬業（積替え保管を含む）

新						旧							
(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）						(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）							
29	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象を含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象を含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面 (医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの)</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2	29	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象を含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象を含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面 (医療機関からの請求書、領収書等)</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2
31	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○		<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。</p> <p>パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2	31	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○		<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、講習会修了証の講習課程ごとの有効期間に空白がないこと。</p> <p>パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2
33	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等)</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係わる研修計画(年間計画)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p>	3	33	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等)</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間の研修計画(年間計画)を示す書面 直前1年間の実施状況を示す書面</p>	3
35	資源伝票簿	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○		<p>売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。</p> <p>【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)</p>	2	35	資源伝票簿	売却された再生資源等について、売却伝票及び売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○		<p>売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。</p> <p>【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (医療系廃棄物のみを取り扱う場合は除く)</p>	2
36	資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。	○		<p>処理の過程（積替え保管施設）で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。（売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外）</p> <p>【現地審査資料】 排出事業者との契約書</p>	2	36	資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。	○		<p>処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。（医療系廃棄物のみを取り扱う場合は除く）</p> <p>【現地審査資料】 排出事業者へパンフレット等で説明していることが確認できる書面</p>	2
40	施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	○	○	<p>飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p> <p>【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。</p>	3	40	施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	○	○	<p>飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等</p> <p>【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。</p>	3
42	施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。	○	○	<p>施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	2	42	施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。	○	○	<p>施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等</p>	2

新旧対照表 収集運搬業（積替え保管を含む）

新					旧						
(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）					(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）						
43	トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。	○	○	2	43	トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。	○	○	2
								処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】 *、いずれかの資料 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む トラックスケール以外の計量システムの場合は、そのシステムが分かる書面			
44	施設内外整理整頓	施設内外が整理・整とんされ、清潔である。	○	○	3	44	施設内外整理整頓	施設内外が整理・整とんされ、清潔である。	○	○	3
								施設内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。（実地確認ができない場合は、写真確認） 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
46	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	2	46	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	2
								日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式			
49	ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○	○	2	49	ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○	○	2
								都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）			
54	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○	○	3	54	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○	○	3
								環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】 *、いずれかの資料 総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し 東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し 提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し 提出書面は直近年度に提出したもの			
55	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○	○	2	55	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○	○	2
								事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 【書面審査資料】 継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） 購入年月日が記載されているものを添付			
61	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○	○	3	61	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○	○	3
								ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。 【現地審査資料】 追跡システムの使用状況が確認できる書面等			

評価基準表新旧対照表

新					旧								
(3) 中間処理業					(3) 中間処理業								
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法		審査の基準及び内容	配点
			書面審査	現地審査						書面審査	現地審査		
3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○	目視	<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分）</p> <p>証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出</p>	必須	3	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○	目視	<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付 労働保険料の納税証明書（直前3年分）</p>	必須
8	施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○		<p>廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。</p> <p>【現地審査資料】 当該記録 当該記録とは、廃掃法第15条の2の3第1項の「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。（施行規則第12条の6第9号）」に該当する記録</p>	必須	8	施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○		<p>廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。</p> <p>【現地審査資料】 当該記録</p>	必須
9	インターネット情報公開 (施設の維持管理記録)	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設)	○		<p>廃掃法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の記録（焼却施設等の環境測定結果等）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。（廃掃法第15条第1項の焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設の設置許可を受けた施設が対象）</p> <p>【基準項目】 ○公表すべき維持管理の状況に関する情報 廃掃法施行規則第12条の7の2に定める事項 焼却施設等の環境測定結果（直近3年分）</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p>	必須	9	インターネット情報公開 (施設の維持管理記録)	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設)	○		<p>施設の維持管理の記録（焼却施設等の環境測定結果等）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。（焼却施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設が対象）</p> <p>【基準項目】 焼却施設等の環境測定結果</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）または、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p>	必須

新旧対照表 中間処理業

新					旧								
(3) 中間処理業					(3) 中間処理業								
10	排ガス適合	すべての使用車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○	○	<p>中間処理業で使用する車両（ディーゼル車両で、営業車、連絡車等を含む）のすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。</p> <p>【書面審査資料】*、又は の資料 使用車両一覧表 車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面</p>	必須	10	排ガス適合	すべての使用車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○	○	<p>使用車両のすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 使用車両一覧表 車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し</p>	必須
12	施設における飛散・流出防止	保管及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	○	○	<p>保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	12	施設における飛散・流出防止	保管及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	○	○	<p>保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等</p>	必須
13	保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	○	○	<p>産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	13	保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	○	○	<p>産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等</p>	必須
14	汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。	○	○	<p>汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。</p> <p>【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	14	汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。	○	○	<p>汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。</p> <p>【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等</p>	必須
15	廃棄物とリサイクルの区分保管	中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。			<p>中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む</p>	必須	15	廃棄物とリサイクルの区分保管	中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。			<p>中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。</p> <p>【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等</p>	必須
24	インターネット情報公開施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。（焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。）	○		<p>施設の維持管理の記録（産業廃棄物処理施設の点検、環境測定結果など）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。（焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設が対象）</p> <p>【基準項目】 産業廃棄物処理施設等の点検記録、環境測定結果等（直近3年分）</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p> <p>14条施設は対象外</p>	2	24	インターネット情報公開施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。（焼却施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。）	○		<p>施設の維持管理の記録（産業廃棄物処理施設の環境測定結果など）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。（焼却施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設が対象）</p> <p>【基準項目】 産業廃棄物処理施設等の環境測定結果</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）または、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p>	2

新旧対照表 中間処理業

新					旧								
(3) 中間処理業					(3) 中間処理業								
25	地域との 操業協定 遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。	○	○	<p>地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。</p> <p>【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書、説明経過書等の写し）</p>	3	25	地域との 操業協定 遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。	○	○	<p>地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。</p> <p>【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書等の写し）</p>	3
29	労働安全 衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの</p> <p>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</p>	2	29	労働安全 衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*、いずれかの資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面 更新年月日が記載されているもの</p> <p>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</p>	2
30	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p> <p>様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。</p>	3	30	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間における労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 過去1年分（直前1年間分）の労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（訓練報告書、実施状況写真等）</p> <p>様式第6号の提出がない場合は必須となります。</p>	3
32	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの） 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2	32	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。	○	○	<p>従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。</p> <p>専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等） 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	2
35	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○	○	<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。</p> <p>パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2	35	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○	○	<p>産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。</p> <p>かつ、講習会修了証の講習課程ごとの有効期間に空白がないこと。</p> <p>パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面</p>	2
37	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等)</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係る研修計画（年間計画）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面</p> <p>従業員教育に係る研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p>	3	37	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○	<p>従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等)</p> <p>【書面審査資料】*、すべての資料 直前1年間の研修計画（年間計画）を示す書面 直前1年間の実施状況を示す書面</p>	3

新旧対照表 中間処理業

新					旧								
(3) 中間処理業					(3) 中間処理業								
40	資源伝票 保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○	○	売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。 【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)	2	40	資源伝票保 管	売却された再生資源等について、売却伝票及び売却に係る帳簿等が整理保管されている。	○	○	売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されているか又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。 【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (医療系廃棄物のみを取り扱う場合は除く)	2
41	資源の排 出者への 説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。	○	○	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外) 【現地審査資料】 排出事業者へ契約書又はパンフレット等で説明していることが確認できる書面	2	41	資源の排 出者への 説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者説明している。	○	○	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者説明している。(医療系廃棄物のみを取り扱う場合は除く) 【現地審査資料】 排出事業者へパンフレット等で説明していることが確認できる書面	2
45	施設屋内 設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	○	○	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む 【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。	3	45	施設屋内 設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	○	○	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。	3
47	施設内車 両待機ス ペースの 確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。	○	○	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む	2	47	施設内車 両待機ス ペースの 確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。	○	○	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等	2
48	トラック スケール 等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。	○	○	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む トラックスケール以外の計量システムの場合は、そのシステムが分かる書面	2	48	トラック スケール 等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。	○	○	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等	2
49	施設内外 整理整と ん	施設の内外が整理・整とんされ、清潔である。	○	○	施設の内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。(実地確認ができない場合は、写真確認) 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む	3	49	施設内外 整理整と ん	施設の内外が整理・整とんされ、清潔である。	○	○	施設の内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。(実地確認ができない場合は、写真確認) 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等	3
52	作業実態 の把握・ 確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式	3	52	作業実態 の把握・ 確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【現地審査資料】 作業日報等の書面	3
56	ボラン ティア活 動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○	○	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面(パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)	2	56	ボラン ティア活 動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○	○	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面(パンフレット、参加者名簿等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)	2

新旧対照表 中間処理業

新					旧				
(3) 中間処理業					(3) 中間処理業				
61	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○	3	61	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○	3
62	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○	2	62	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○	2
64	低公害型重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）又は低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	3	64	低公害・低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）又は低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	3
67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	3	67	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	3
69	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○	3	69	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者提供している。	○	3
70	性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。	○	3	70	性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。	○	3

評価基準表新旧対照表

新						旧									
(4) 専門性						(4) 専門性									
収集運搬業（積替え保管を除く）						収集運搬業（積替え保管を除く）									
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法			審査の基準及び内容	配点
			書面 審査	現地審査							目視	書面 審査	現地審査		
	ヒアリング	書類確認			ヒアリング	書類確認									
5	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ、 バーコード 等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須	5	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須

新						旧									
(4) 専門性						(4) 専門性									
収集運搬業（積替え保管を含む）						収集運搬業（積替え保管を含む）									
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法			審査の基準及び内容	配点
			書面 審査	現地審査							目視	書面 審査	現地審査		
	ヒアリング	書類確認			ヒアリング	書類確認									
6	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ、 バーコード 等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須	6	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須

新						旧									
(4) 専門性						(4) 専門性									
中間処理業						中間処理業									
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法			審査の基準及び内容	配点
			書面 審査	現地審査							目視	書面 審査	現地審査		
	ヒアリング	書類確認			ヒアリング	書類確認									
6	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ、 バーコード 等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須	6	ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○		ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	必須